

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を平成三十年十一月三十日認可した。

平成三十年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

太田新井第二土地改良区

### 二 事務所所在地

白岡市